## 身体障害者障害程度等級表(太実線より上は第1種を、下は第2種を表す。)

<b>3</b> M	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(太実線より上は第1			トは弟と梩を表す。 <i>)</i> 				
級別	視覚障害	聴覚又は 平衡機能の障害		音声機能, 言語機能又	肢体不自由	肢体不自由			
		聴覚障害	平衡機能 障害	はそしゃく 機能の障害	上肢	下肢			
1 級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が 0.01 以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したも の 2 両下肢を大腿の2分の1 以上で欠くもの			
	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ 他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度 ( I /4 視標による。以下同じ。) の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度 ( I /2 視標による。以下同じ。)が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	がそれぞれ100 デシベル以上のも の(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1 以上で欠くもの			
3級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの (2級の 2 に該当するものを除く。) 2 視力の 良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下 のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それ ぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野 角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下か つ両眼中心視野視認点数が 40 点 以下のもの	が 90 デシベル以 上のもの(耳介に 接しなければ大声 語を理解し得ない もの)	の極めて 著しい障	言語機能又はそし	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を 全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したも の	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1 以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したも の			
4級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの (3 級の 2 に 該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それ ぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下の もの	ルが80デシベ ル以上のもの (耳介に接しな ければ語声語を		言又ゃの障語はく著書	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節, 肘関節又は手関節のうち、 いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くも の 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を 全廃したもの 6 おや指またはひとさし指を含めて一上肢の 三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の 三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の 三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の 四指の機能の著しい障害	以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節 の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10 センチメートル以上又は健 側の長さの10分の1以上			
5級	1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能 の著しい 障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節,肘関節又は手関節のうち, いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の 著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の 三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節 の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全 廃したもの 3 一下肢が健側に比して 5 センチメートル以上又は健 側の長さの 15 分の 1 以上 短いもの			
6級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1 両のでは、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くも の 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能 を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害			
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節,肘関節又は手関節のうち, いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能 の著しい障害 5 一上肢のなか指,くすり指及び小指を欠く もの 6 一上肢のなか指,くすり指及び小指の機能 を全廃したもの	もの 5 一下肢のすべての指の機能 を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3 セン チメートル以上又は健側の長 さの 20 分の 1 以上短いもの			
	2 肢体不自由においては,7 級に該当	する障害が2以上!	重複する場	合は,6級と	し,二つの重複する障害が特に本表中に指定せられ する。 度を勘案して , 該当等級より上の級とすること				

考 3 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、該当等級より上の級とすることができる。 4「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

	肢体不自由					は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害				
体幹	病変による。 上肢機能	の非進行性脳 重動機能障害 移動機能	心臓機能障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	ぼうこう又は 直腸の 機能障害	機能障害	ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫機 能障害	肝臓機能障害	
体幹の機能障害 により坐ってい ることができな いもの	失調等により 上肢を使用す る日常生活動 作がほとんど 不可能なもの	歩行が不可能 なもの	障害により自 己の身辺の日 常生活活動が	の障害により 自己の身辺の 日常生活活動	の障害により 自己の身辺の 日常生活活動	腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活	障害により自己の身辺の日常生活活動が 極度に制限さ	ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫の 機能の障害により 日常生活がほとん ど不可能なもの	害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	
1 体害又保難体害との機り立との機り立との機り立との機り立との機り立とのがよるなものよるなものよるなものよるなものない。	失調等により 上肢を使用す る日常生活動 作が極度に制 限されるもの	歩行が極度に 制限されるも						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害による 機能の障害にあり 日常生活が極度に 制限されるもの	害により日常生 活活動が極度に	
体幹の機能障害 により歩行が困 難なもの	失調等により 上肢を使用す る日常生活動	歩行が家庭内 での日常生活 活動に制限さ	障害により家 庭内での日常	障害により家 庭内での日常 生活活動が著	の障害により 家庭内での日 常生活活動が	直腸の機能の 障害により家 庭内での日常	障害により家庭内での日常 生活活動が著 しく制限され	ヒルス できない できない できない とり できない できない できない できない できない できない できない できない	害により日常生活活動が著して制限される日常生 制限されるものは社会での日常生活活動であるものも常生でが著しているものもの。	
	失調等による 上肢の機能障 害により社会	失調等により 社会での日常 生活活動が著 しく制限され るもの	障害により社 会での日常生 活活動が著し	の障害により 社会での日常 生活活動が著	の障害により 社会での日常 生活活動が著	直腸の機能の 障害により社 会での日常生	障害により社会での日常生活活動が著しく制限される	ヒト免疫不会 会で 会には での を を を を を を を を を を を と に に に に で の で の で の ぎ も に り に り し く り し く り し く り し く り ら り ら う ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	害により社会で の日常生活活動 が著しく制限さ	
体幹の機能の著しい障害	失調等に機能会に 実施のよる障 実施のよるで 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調等での 大調を 大調を 大調を 大調を 大調を 大調を 大調を 大調を	失調等により 社会での日常 生活活動に支 障のあるもの	(1)障害等 アニつ以 合計 18 11・ 7~	計指数に応じて,次	により認定する。					
	上肢の機能の 劣るもの 上肢に不随意 運動・失調等	大調・機能の 下腹・下腹・下を 下を を有すするもの	イ 合計指 合計指 管 1 2 3 4 5 6	4~6       2~3       5級         1       6級             イ       合計指数の算定方法         合計指数は次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したもの         障害等級       指数         1級       18         2級       11         3級       7         4級       4         5級       2         6級       1         7級       0.5						
5 「指の機能障害		     節関節以下の	I 障害をいい, a	うや指について	は,対抗運動	障害を含むもの	)とする。			

<sup>5「</sup>指の機能障害」とは,中手指節関節以下の障害をいい,おや指については,対抗運動障害を含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは,実用長(上腕においては腋窩より,大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは,前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。